

Business
Report
No.1808

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック
Part 1

必要経費になる青色専従者給与
年の途中の支給打切りには注意！

今月のトピック
Part 2

年次有給休暇の実務上の注意点



信頼と安心、そして未来へ…

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／株式会社 ゆびすいコンサルティング

YUBISUI

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶

OPEN
ここを開いてください

今月のトピック Part 1

必要経費になる青色専従者給与 年の途中の支給打切りには注意！

生計を一にしている配偶者その他の親族が納税者の経営する事業に従事している場合、これらの人には支払う給与は原則、必要経費にはならないが、青色申告者の場合は、一定の要件の下に実際に支払った給与の額を必要経費とする青色事業専従者給与の特例が認められている。

青色申告者は、記帳によって家計と事業の経理区分が明確なので、家族従業員に支払う給与も、一般的従業員の給与と同様に取り扱うべき、との考えによるものだ。

家族従業員の給与を必要経費に算入できることには大きなメリットがあるが、一方で留意点も少なくない。

例えば、景況の変化や専従者の就業内容に異動が生じたことなどから、当初届け出た給与の金額などに変更がある場合は、すぐにその旨を税務署に届け出なければならない。

さらに注意が必要なのは、事業収入が思うように上がらないなどで、給与の支給を年の中途中で打ち切った場合である。

場合によっては、それまでに支払った専従者給与を必要経費に算入できないケースが出てくる。原則的には、就業期間が6ヶ月を超えていれば、それまでに支払った給与は必要経費となるが、半年未満の場合には、その間に支払った給与の必要経費算入は認められない。

ただし、その場合は、すでに収めた源泉徴収税額の還付を受けることができるし、事業主は、その配偶者について配偶者控除の適用を受けることができる。



税理士の目

福岡事業部 佐藤大輔

2018年も半年以上が過ぎました。

青色事業専従者給与をお支払いでしょうか。半年を経過し、思うように経営が上手くいかない場合、青色事業専従者への給与の支給の打ち切りも検討事項となると思います。打ち切りの際、就業期間にはご注意ください。上記給与を経費にするには、6ヶ月を超える期間の就業が必要になります。

この就業期間は続けての6ヶ月ではなく、1年のうちの就業期間の合計のことを意味します。

また、青色事業専従者給与を支払った専従者は、たとえその給与の額が扶養の範囲内であれ、扶養に入れることもできませんので合わせてご注意ください。

グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ 創業70年を超える信頼と実績 250名を超える専門スタッフ 主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ 税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／株式会社 ゆびすいコンサルティング

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

TEL: 0120-640-171 Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

今月のトピック
Part 2

年次有給休暇の実務上の注意点

年次有給休暇の発生要件は2つ

年次有給休暇とは、休日とは別に、一定の日数の賃金を保障された休暇のことです。社員の心身のリフレッシュを目的としています。ただし、利用目的は社員の自由です。この年次有給休暇は、

- ① 入社日から起算して6ヶ月継続勤務していること
- ② 全労働日の8割以上出勤していること

の2つが発生要件です。

継続勤務とは在籍期間のことをいいます。そのため、定年退職による退職者を引き続き嘱託などとして再雇用した場合や、休職者が復職したときなどは、継続勤務として扱われます。

【年次有給休暇の付与日数】

勤続年数	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

年次有給休暇の計画的付与の仕方

社員が自分の業務と調整を図りながら、気兼ねなく年次有給休暇を取得することができるようになると、一定の日数については「計画的付与」として年次有給休暇を与えることができます。

計画的付与の対象となるのは、年次有給休暇の日数のうち5日を超える日数で、全社一斉、部署別、個人単位で与えてもかまいません。

この制度は労使協定の締結が必要になり、協定では次の内容を定めなければなりません。(労基署への届出は不要)

- ① 全社一斉の場合は、具体的な有給休暇の付与日
- ② 部署別の交代制付与の場合は、部署ごとに具体的な年次有給休暇の付与日
- ③ 個人別の場合は、計画表を作成する時期、手続き(具体的な付与日は計画表による)

社労士の目

社労士 池淵正義

働き方改革関連法が成立しました。その中の1つに、年次有給休暇の年5日の取得義務があります(施行日:平成31年4月1日)。

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととなりました。

労働者が年次有給休暇を5日以上取得出来ているところは問題ないですが、取得出来ていないところは、計画的付与等の制度の導入など対策の検討が必要となります。

また、年次有給休暇の取得状況の把握のため、年次有給休暇の管理簿を作成していないところは作成しておく方がよいでしょう。

ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

契約までに何をするの?

- お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、
ゆびすいの担当者との相性を
ご確認頂きます。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が…

- » 『独立開業』を考えている。
- » 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- » 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- » 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc….

ご紹介、無料相談の流れ

1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。

0120-640-171 (月～金 9:00～17:00)



2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。

※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。



3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。(初回相談60分無料)

※ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。

また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。



4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。



5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。

高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？

A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。
小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。

Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？

A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、
その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。
是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171